

## 利用案内

【利用方法】まずは、お電話でご相談ください。  
相談の日程を調節します。

【営業日】月曜～金曜  
8:30～17:15

【休業日】土、日、祝日及び年末年始

## アクセス

- JR幸田駅から徒歩 約8分
- 幸田町役場から徒歩 約1分



社会福祉法人幸田町社会福祉協議会  
幸田町社協相談支援事業所

〒444-0113  
額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4

**TEL.0564-62-7171**

**FAX.0564-62-7254**

メール [fukushi@kotashakyo.jp](mailto:fukushi@kotashakyo.jp)

### 【指定事業所】

指定一般相談支援事業	2333900062号
指定特定相談支援事業	2333900062号
指定障害児相談支援事業	2373900030号

社会福祉法人幸田町社会福祉協議会

幸田町社協相談支援事業所

生活の  
不安や心配は  
ありませんか？

ひとりで抱え込まず  
まずはご相談ください。



## 相談支援事業所とは？

障がいのある方やそのご家族からの様々な不安や悩みなどに対し、専門の相談員が対応します。

地域で安心して生活するために必要なサービスが利用できるようにお手伝いします。

病院や施設から退院・退所される方には、地域で安心して生活できるようにサポートします。

## 利用できる方

幸田町にお住まいの身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病の方やそのご家族

相談支援事業所では  
こんなことを  
やっています



### 相談支援事業(委託)

どんな相談でもお伺いする窓口です。1人で抱え込まず、まずはご相談ください。

### 計画相談支援

福祉サービスを利用される方へ、サービス等利用計画を作成します。

### 地域移行支援・地域定着支援

病院や施設からの退院・退所を希望される方が地域で安心して生活できるように、ご相談に応じます。

### 幸田町障害支援区分認定調査(委託)

障害福祉サービスを申請された方のご自宅へ訪問し、生活状況や身体機能の聞き取りを行う認定調査(約1時間)を行います。

## 福祉サービスの流れ(例)

- 1 町福祉課にて
  - 福祉サービス利用申請
  - 認定調査の実施
- 2 相談支援事業所にて
  - 福祉サービス利用について相談
  - 計画作成に向けた聞き取り、契約
- 3 計画(案)の作成、町福祉課へ提出
- 4 サービス支給決定
  - 町福祉課からサービス受給者証発行
- 5 サービス担当者会議の実施
- 6 計画の作成、町福祉課へ提出

### 福祉サービス利用開始

利用開始後は、定期的にサービスの利用状況の確認(モニタリング)を実施し、サービスの調整を行います。

